



## 7月から国民健康保険税の納付が始まります ～納期限内納付にご協力をお願いします～

国民健康保険税(国保税)は国などの補助金や医療機関で支払う一部負担金とともに、国民健康保険制度(国保)を支える大切な財源です。納期限内納付にご協力をお願いします。

問 ㊦国保年金課

### ■国民健康保険税の納付

国民健康保険税(国保税)は、現金および口座振替による納付(普通徴収)と年金天引きによる納付(特別徴収)があります。

#### ●普通徴収の納付

7月中旬に、納税義務者である世帯主宛てに納税通知書を送付します。納付は7月～翌年2月までの8回です。年度途中で税額が変更になった場合は、新しい納付書を送付します。

#### ●特別徴収の納付

7月中旬に、納税義務者である世帯主宛てに納税通知書を送付します。国保被保険者全員が65歳以上75歳未満の世帯は、原則として世帯主の年金から国保税が差し引かれます。  
※申請により口座振替で納付できる場合がありますが、年間の税額は変わりません。

### 国民健康保険税の納期

月	普通徴収	特別徴収
	年8回納付	年6回天引き
4月		○
5月		
6月		○
7月	○	
8月	○	○
9月	○	
10月	○	○
11月	○	
12月	○	○
1月	○	
2月	○	○
3月		

### ■国民健康保険税は世帯主に課税されます

国民健康保険税(国保税)を納めるのは、国民健康保険制度(国保)の被保険者としての資格を得たときからで、加入の届出をした日ではありません。加入の届出が遅れた場合は、加入資格を得た月までさかのぼって国保税を納めることとなります(「遡及課税」といいます)。

なお、国保税は世帯ごとに計算され、納税義務者は世帯主となります。世帯主がサラリーマンで職場の健康保険に加入している場合でも、同じ世帯で1人でも国保に加入していれば、世帯主(擬制世帯主\*といいますが)宛てに納税通知書が送付されます。

\*擬制世帯主とは…国保加入者がいる世帯で、国保に加入していない世帯主を「擬制世帯主」といいます。国保の届出義務や納税義務は世帯主にあるため、これらの義務は擬制世帯主が負うこととなります。

### 国民健康保険税率算定方法

区分	医療給付費基礎分 (0歳～74歳)	後期高齢者支援金分 (0歳～74歳)	介護納付分 (40歳～64歳)
①所得割額【注】	課税対象額×6.9%	課税対象額×1.85%	課税対象額×1.35%
②均等割額(被保険者1人につき)	1万6,300円	4,500円	1万700円
③平等割額(1世帯につき)	1万8,900円	5,100円	—
各区分ごとの算出額(①+②+③) [※賦課限度額を超える場合は、その限度額]	算出額A ※賦課限度額54万円	算出額B ※賦課限度額19万円	算出額C ※賦課限度額16万円
国民健康保険税	算出額A+B+Cの合計が年税額		

※年度途中で世帯の被保険者に加入や脱退等があった場合、その人の分の税額を月割りで計算し直します。

・年度途中の加入は、加入された月からの分が加算されます。

・年度途中の脱退(転出や職場の健康保険への加入等)は、脱退した月の前月分までの課税となります。

※課税対象額とは、総所得金額(平成27年1月～12月分)－33万円(基礎控除額)です。

【注】所得のある被保険者ごとに算出し、世帯で合計します(擬制世帯主の分は除く)。